電子提供措置の開始日 2024年11月28日

第６回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

事業報告
- 企業集団の現況に関する事項
  - 事業の経過及び成果
  - 対処すべき課題
  - 財産及び損益の状況の推移
  - 主要な事業内容
  - 主要な営業所
  - 従業員の状況
  - 主要な借入先
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
  - 責任限定契約の内容の概要
  - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類
- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

株式会社Ｍ＆Ａ総研ホールディングス

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による規制が緩和され、社会経済活動も緩やかに持ち直しが見られた一方で、各種物価の上昇によるコスト高や為替相場の変動が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業ドメインである日本国内の中小企業によるM&A市場は、経営者の高齢化及び後継者不在企業の増加という実態と、M&Aによる事業承継を推進する行政の政策により拡大を続けております。当社グループは1社でも多くの企業の事業承継を支援すべく、AIマッチングアルゴリズムの精度向上、業務のDX推進という2軸で効率的なM&Aの実現に取り組んでおります。事業の成長ドライバーであるM&Aアドバイザーの採用も順調に進んでおります。

その他、新規事業の立ち上げを見据え、今後の柔軟な事業展開を可能にすべく2023年3月にホールディングス体制へ移行し、当連結会計年度においては子会社3社を新規設立しております。そのうち1社はコンサルティング事業の新規立ち上げを目的としており、M&A仲介事業以外にも業容を拡大させております。

このような事業環境下において、当社グループにおいては着実にM&A仲介案件を進捗させ、成約件数242件と堅調に推移しました。

また、今後の業績拡大を図るため引き続き積極的な採用を進めており、当連結会計年度においてM&Aアドバイザーを139名増員しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は16,549,607千円（前年同期比91.5%増）、営業利益は8,408,673千円(前年同期比83.6%増)、経常利益は8,405,617千円(前年同期比87.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,788,644千円（前年同期比118.7%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは、従来「M&A仲介」のみの単一セグメントでありましたが、当連結会計年度より、報告セグメントに含まれない事業セグメントであるコンサルティング事業及び資産運用コンサルティング事業を「その他」の区分としてセグメント情報を開示しております。そのため、「その他」につきましては、前連結会計年度の実績がないため、比較情報を記載しておりません。

（M&A仲介）

当連結会計年度は、着実にM&A仲介案件を進捗させ、成約件数242件と堅調に推移しております。

また、今後の業績拡大を図るため引き続き積極的な採用を進めており、当連結会計年度においてM&Aアドバイザーを139名増員しております。

この結果、売上高は16,301,662千円（前年同期比88.6％増）、セグメント利益は8,690,497千円（前年同期比89.8％増）となりました。

（その他）

その他につきましては、コンサルティング事業及び資産運用コンサルティング事業であり、売上高は247,945千円、セグメント損失は275,080千円となりました。

(2) 対処すべき課題

①M&Aアドバイザーの積極的採用

多くの経営者の方のご希望に沿ったM&Aに関するアドバイスを提供できるよう、引き続き優秀な人員を積極的に採用し、成約件数を積み重ねてまいります。また、人員拡大の過渡期ではありますので、一人のアドバイザーが抱える案件が過多とならないよう、適宜精査を行いながら案件の進捗を管理しております。案件に向き合う時間を増やして、顧客の経営者の不安を払拭し、信頼を獲得することで、成約率を高めてまいります。

②品質管理及び情報管理

業容拡大に伴いM&Aのディールが進行している案件数が増加しているため、全案件の状況を適時に把握し、サービス品質を維持する体制の構築に取り組んでまいります。また、当社グループは多くの企業の機密情報を預かるため、人員増加局面において情報漏洩やデータの紛失等の事故が起きないように社内の管理体制を強固にする必要があると認識しております。情報管理規程の徹底に加え、運用状況を内部監査により詳細に確認することにより対処してまいります。

③組織体制の整備

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と社内教育を行ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	第３期 2021年９月期	第４期 2022年９月期	第５期 2023年９月期	第６期 (当連結会計年度) 2024年９月期
売上高	1,328,039 千円	3,911,607 千円	8,642,517 千円	16,549,607 千円
経常利益	557,932 千円	2,082,579 千円	4,484,500 千円	8,405,617 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	368,164 千円	1,326,616 千円	2,646,864 千円	5,788,644 千円
１株当たり当期純利益	6.64 円	23.76 円	45.89 円	98.82 円
総資産	1,353,586 千円	4,228,663 千円	8,327,462 千円	11,999,875 千円
純資産	777,777 千円	2,929,901 千円	5,599,632 千円	9,019,149 千円
１株当たり純資産額	6.61 円	50.97 円	96.56 円	154.42 円

(注) １．当社は、第５期より連結計算書類を作成しておりますので、第４期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第４期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。

２．当社は、2023年７月13日付で普通株式１株を３株とする株式分割を行っております。第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(4) 主要な事業内容

事業	事業内容
M&A仲介	・ＡＩマッチングアルゴリズムを用いたM&A仲介サービスの提供 ・M&Aプラットフォームの運営
その他	・資産運用コンサルティング事業 ・コンサルティング事業

(5) 主要な営業所（2024年９月30日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区丸の内１－８－１ 丸の内トラストタワーN館18Ｆ
大阪オフィス	大阪府大阪市北区梅田１－８－17 大阪第一生命ビルディング10Ｆ
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅南１－24－20 名古屋三井ビルディング新館９Ｆ
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区天神１－12－14 紙与渡辺ビル４Ｆ
沖縄オフィス	沖縄県那覇市泊２－１－18 Ｔ＆Ｃ泊ビル５Ｆ

（注）１．大阪オフィスは、2024年２月に大阪府大阪市北区梅田１－１２－１２ 東京建物梅田ビル７Ｆから移転しております。
２．名古屋オフィスは、2023年10月に愛知県名古屋市中村区名駅４－８－１８ 名古屋三井ビルディング北館13Ｆから、2024年７月に愛知県名古屋市中村区名駅３－２２－８ 大東海ビル８Ｆから移転しております。
３．福岡オフィスは、2024年２月に福岡県福岡市博多区博多駅前３－４－２５ アクロスキューブ博多駅前３Ｆから、2024年５月に福岡県福岡市博多区博多駅前２－１７－１ 博多プレステージ１Ｆから移転しております。

②子会社

会社名	名称	所在地
株式会社クオンツ・コンサルティング	本社	東京都千代田区丸の内１－８－１ 丸の内トラストタワーN館18Ｆ
株式会社クオンツ・コンサルティング	東京オフィス	東京都中央区日本橋茅場町１－８－３ ＪＰ茅場町ビル７Ｆ

(6) 従業員の状況（2024年９月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
456名	198名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先（2024年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	23,715 千円
株式会社三井住友銀行	13,600 千円
株式会社商工組合中央金庫	11,100 千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　　70,000,000株
（2）発行済株式の総数　　59,312,793株（自己株式938,631株を含む）
（3）株主数　　15,969名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
佐上　峻作	31,328	53.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,120	8.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,097	3.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	907	1.6
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	803	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	744	1.3
MSIP CLIENT SECURITIES	711	1.2
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	628	1.1
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	425	0.7
BBH CO FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FUND	331	0.6

（注）持株比率は自己株式を控除して算出しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

名称		第１回新株予約権
発行決議日		2020年９月25日
新株予約権の数		307個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,381,500株 （新株予約権１個につき4,500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 193,500円 （１株当たり43円）
権利行使期間		2022年９月26日から 2030年９月17日まで
行使の条件		（注）１、２
役員の保有状況	取締役	130個（２名）
	社外取締役	－

（注）1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 2021年１月12日付で行った普通株式１株を500株とする株式分割及び2022年３月16日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割並びに2023年７月13日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

名称		第３回新株予約権
発行決議日		2021年10月25日
新株予約権の数		216,186個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,945,674株 （新株予約権１個につき９株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　1,089円 （１株当たり121円）
権利行使期間		2023年10月26日から 2031年10月15日まで
行使の条件		（注）１、２
役員の保有状況	取締役	18,480個（２名）
	社外取締役	－

（注）1. 新株予約権の発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 2022年３月16日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割及び2023年７月13日付で行った普通株式１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

（2）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

①取締役との責任限定契約

当社は取締役水谷亮、取締役上山亨、及び取締役青木美佳との間において、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

②監査役との責任限定契約

当社は、監査役岡本尚樹、監査役東陽亮、及び監査役熊澤誠との間において、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	水谷　亮	Beyond X㈱　代表取締役 AIQ㈱　取締役 three㈱　代表取締役 ㈱M&A総合研究所　取締役
社外取締役	上山　亨	カケルパートナーズ(同)　代表社員 HEROZ㈱　取締役（監査等委員） ビープラッツ㈱　社外取締役 ㈱いつも　取締役（監査等委員） イシン㈱　社外取締役 ㈱M&A総合研究所　取締役
社外取締役	青木　美佳	第二東京弁護士会広報室嘱託 東京簡易裁判所民事調停官（非常勤裁判官） ㈱M&A総合研究所　取締役
社外監査役	岡本　尚樹	㈱M&A総合研究所　監査役
社外監査役	東　陽亮	東陽亮公認会計士事務所　代表 ㈱M&A総合研究所　監査役
社外監査役	熊澤　誠	新幸総合法律事務所　共同代表 ㈱M&A総合研究所　監査役

（注）株式会社Ｍ＆Ａ総合研究所は当社の100％子会社であります。同社以外の会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	水谷　亮	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験・知見を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	上山　亨	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験・知見を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	青木　美佳	2023年12月22日就任以降に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地を活かし取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	岡本　尚樹	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	東　陽亮	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	熊澤　誠	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会及び監査役会において必要な発言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人

（注）ＰｗＣ京都監査法人は、2023年12月１日付で、ＰｗＣあらた有限責任監査法人と合併し、名称をＰｗＣ Ｊａｐａｎ有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,419 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,419 千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制等の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
・個人情報保護規程、情報システム管理規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が代表取締役社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社に対し、経営指導契約に基づく経営指導を行い「子会社管理規程」に基づく各種報告を求める。
・グループ会社に対し、経営指導契約に基づく経営管理を行うとともに「子会社管

理規程」に基づきリスクを把握・評価の上、事業計画に反映し、リスクの統制を行う。
・グループ会社に対し、経営指導契約又は「子会社管理規程」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、グループ各社における職務執行の効率化を図る。
・グループ会社に対し、継続的教育活動として、コンプライアンス関連の情報配信を行う。
・グループ会社に対し、公益通報制度としてホットラインの導入を要求し、必要に応じて指導等を行う。
・グループ会社に対し、経営指導契約又は「子会社管理規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的に内部監査を実施し必要に応じて指導等を行う。

f　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。さらに、監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

h　監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

i　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

a　取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適正を確保し、取締役の職務執行の効率性を維持しつつ、適正性を高めるため、社外取締役を３名選任しております。

b　監査役会は13回開催され、全員が社外監査役により構成されており、全監査役が全ての監査役会に出席しております。

c　当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役社長の佐上峻作が委員長となり、４名の委員で構成されており、必要に応じて開催する方針としております。

d　当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長、取締役会及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えており、創業以来配当を行っておりません。

そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

～～～

連結貸借対照表

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**11,029,888**	**流動負債**	**2,959,219**
現金及び預金	10,174,674	１年内返済予定の長期借入金	33,880
売掛金	371,457	リース債務	3,373
その他	483,756	未払法人税等	1,354,227
固定資産	**969,987**	未払消費税等	628,926
有形固定資産	**169,173**	その他	938,811
建物	67,920	**固定負債**	**21,507**
減価償却累計額	△31,410	長期借入金	14,535
建物(純額)	36,510	リース債務	6,972
機械及び装置	18,000	**負債合計**	**2,980,726**
減価償却累計額	△1,716	**（純資産の部）**	
機械及び装置(純額)	16,284	**株主資本**	**9,013,955**
工具、器具及び備品	171,123	**資本金**	**80,569**
減価償却累計額	△54,744	**資本剰余金**	**1,305,572**
工具、器具及び備品（純額）	116,379	**利益剰余金**	**10,128,781**
無形固定資産	**9,079**	**自己株式**	**△2,500,967**
リース資産	9,079	**新株予約権**	**5,193**
投資その他の資産	**791,734**		
差入保証金	561,036		
繰延税金資産	230,697	**純資産合計**	**9,019,149**
資産合計	**11,999,875**	**負債純資産合計**	**11,999,875**

連結損益計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**16,549,607**
売上原価		**4,531,986**
売上総利益		**12,017,621**
販売費及び一般管理費		**3,608,947**
営業利益		**8,408,673**
営業外収益		
受取利息	1,128	
雑収入	9,532	**10,661**
営業外費用		
支払利息	1,208	
事務所移転費用	6,933	
自己株式取得費用	4,999	
その他	575	**13,717**
経常利益		**8,405,617**
特別損失		
固定資産除却損	1,597	**1,597**
税金等調整前当期純利益		**8,404,020**
法人税、住民税及び事業税	2,685,861	
法人税等調整額	△70,486	**2,615,375**
当期純利益		**5,788,644**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,788,644**

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合　計		
当期首残高	629,678	629,668	4,340,136	△774	5,598,708	924	5,599,632
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	63,397	63,397			126,795		126,795
親会社株主に帰属する当期純利益			5,788,644		5,788,644		5,788,644
自己株式の取得				△2,500,193	△2,500,193		△2,500,193
減資	△612,506	612,506			－		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－	4,269	4,269
当期変動額合計	△549,108	675,904	5,788,644	△2,500,193	3,415,247	4,269	3,419,516
当期末残高	80,569	1,305,572	10,128,781	△2,500,967	9,013,955	5,193	9,019,149

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　5社

(2) 連結子会社の名称

株式会社M＆A総合研究所、株式会社資産運用コンサルティング、
株式会社M＆Aエグゼクティブパートナーズ、
株式会社M＆Aプライムグループ、株式会社クオンツ・コンサルティング

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

２．会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	１～15年
機械及び装置	７年
工具、器具及び備品	３～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績率及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当連結会計年度においては貸倒引当金は計上しておりません。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、報告セグメントであるM&A仲介事業及び報告セグメントに含まれない「その他」の区分のコンサルティング事業から収益を認識しております。

M&A仲介事業では、主としてアドバイザリー契約に基づき行う株式譲渡・事業譲渡の成立までのアドバイザリー業務を完了させる履行義務を負っていることから、中間報酬については、譲渡企業と譲受企業の間で基本合意（独占交渉権の付与等を含む）がなされた時点で、成約報酬については、譲渡企業と譲受企業の間で締結された株式譲渡の最終契約に基づく、譲渡対象物（株式等）の引渡し等が実行された時点で収益を認識しております。

コンサルティング事業では、主として業務委託契約に基づき行うコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。顧客との間で合意した履行義務に応じて、一定期間にわたり役務を提供するものは当該業務委託期間にわたり収益を認識し、契約等に定められた成果物を提供するものは引き渡した成果物が検収された時点で収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務所移転費用」（前連結会計年度2,432千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数　　普通株式　59,312,793株

2．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　2,207,574株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を内部資金及び銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で３年後であります。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、十分な手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	561,036	545,994	△15,041
資産計	561,036	545,994	△15,041
長期借入金（１年内返済予定長期借入金を含む）	48,415	48,256	△158
負債計	48,415	48,256	△158

（注）1.　現金及び預金、売掛金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、リース債務については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（注）2.　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,174,674	－	－	－
売掛金	371,457	－	－	－
合計	10,546,131	－	－	－

（注）3.　長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内
長期借入金	33,880	9,180	5,355	－
合計	33,880	9,180	5,355	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	545,994	－	545,994
資産計	－	545,994	－	545,994
長期借入金（１年内返済予定長期借入金を含む）	－	48,256	－	48,256
負債計	－	48,256	－	48,256

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２に分類しております。

負債

長期借入金（１年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２に分類しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		その他（注）	合計
	M&A仲介	計		
売上高	16,301,662	16,301,662	247,945	16,549,607
顧客との契約から生じる収益	16,301,662	16,301,662	247,945	16,549,607
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	16,301,662	16,301,662	247,945	16,549,607

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング事業、資産運用コンサルティング事業であります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　2．会計方針に関する事項　(3)　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	143,188	371,457
契約負債	27,500	－

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足に先行して受領した対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、27,500千円であります。

(2)　残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　154円42銭
１株当たり当期純利益　　98円82銭

重要な後発事象に関する注記

（資本金の減少）

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第６回定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

１．資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

２．資本金の額の減少の要領

(1)　減少する資本金の額

2024年11月18日時点の資本金の額80,569,630円のうち、30,569,630円を減少させ、50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2)　資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額30,569,630円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

３．資本金の額の減少の日程

(1)　取締役会決議日　　2024年11月18日
(2)　定時株主総会決議日　　2024年12月20日（予定）
(3)　債権者異議申述最終期日　　2025年１月27日（予定）
(4)　減資の効力発生日　　2025年１月31日（予定）

貸　借　対　照　表

（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,085,815**	**流動負債**	**2,058,804**
現金及び預金	1,599,067	１年内返済予定の長期借入金	33,880
前払費用	15,612	リース債務	3,373
未収還付法人税等	169,696	未払金	29,228
その他	301,438	未払費用	78
固定資産	**1,553,451**	前受収益	802
有形固定資産	**114,047**	預り金	1,991,440
建物	67,140	**固定負債**	**21,507**
減価償却累計額	△31,342	長期借入金	14,535
建物(純額)	35,798	リース債務	6,972
工具、器具及び備品	109,307	**負債合計**	**2,080,311**
減価償却累計額	△31,058	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品（純額）	78,249	**株主資本**	**1,553,762**
無形固定資産	**9,079**	**資本金**	**80,569**
リース資産	9,079	**資本剰余金**	**1,305,572**
投資その他の資産	**1,430,324**	資本準備金	693,066
関係会社株式	438,509	その他資本剰余金	612,506
関係会社長期貸付金	400,000	**利益剰余金**	**2,668,588**
差入保証金	557,036	その他利益剰余金	2,668,588
繰延税金資産	34,778	繰越利益剰余金	2,668,588
		自己株式	**△2,500,967**
		新株予約権	**5,193**
		純資産合計	**1,558,955**
資産合計	**3,639,267**	**負債純資産合計**	**3,639,267**

損　益　計　算　書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**872,254**
営業費用		**669,922**
営業利益		**202,331**
営業外収益		
受取利息	3,846	
その他	6,251	**10,097**
営業外費用		
支払利息	1,208	
事務所移転費用	5,992	
自己株式取得費用	4,999	
その他	237	**12,438**
経常利益		**199,990**
特別損失		
固定資産除却損	1,597	**1,597**
税引前当期純利益		**198,393**
法人税、住民税及び事業税	73,250	
法人税等調整額	△8,004	**65,246**
当期純利益		**133,147**

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	629,678	629,668	－	629,668	2,535,440	2,535,440	△774	3,794,012
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	63,397	63,397		63,397				126,795
当期純利益					133,147	133,147		133,147
自己株式の取得							△2,500,193	△2,500,193
減資	△612,506		612,506	612,506				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	△549,108	63,397	612,506	675,904	133,147	133,147	△2,500,193	△2,240,250
当期末残高	80,569	693,066	612,506	1,305,572	2,668,588	2,668,588	△2,500,967	1,553,762

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	924	3,794,936
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		126,795
当期純利益		133,147
自己株式の取得		△2,500,193
減資		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,269	4,269
当期変動額合計	4,269	△2,235,980
当期末残高	5,193	1,558,955

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	１～15年
工具、器具及び備品	３～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績率及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当事業年度においては貸倒引当金は計上しておりません。

４．収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営にかかわる管理・指導業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識することとしております。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」（前事業年度326,870千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受収益」（前事業年度729千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

（損益計算書）

前事業年度において区分掲記しておりました「雑収入」（前事業年度2,456千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する投融資の評価

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した金額は、次のとおりであります。

関係会社株式	438,509千円
関係会社長期貸付金	400,000千円

関係会社株式は、市場価格のない株式として取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、各社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理を行うこととしております。

また、関係会社長期貸付金については、関係会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、個別に回収不能見込額を見積り、貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当該見積りは将来の予測不能な市場環境の変化などによって事業計画の見直しが必要となった場合には、翌事業年度において関係会社株式の減損処理及び貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

未収入金	108,755千円
立替金	35,822千円
未収利息	3,517千円
未払金	330千円
預り金	1,985,584千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	872,254千円
営業費用	3,600千円
営業取引以外の取引高（収益）	4,030千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　938,631株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	8,021千円
繰延資産償却超過額	2,085〃
前払費用	10,590〃
資産除去債務	15,202〃
その他	1,578〃
繰延税金資産合計	37,477千円
繰延税金負債	
未収事業税	△2,699千円
繰延税金負債合計	△2,699千円
繰延税金資産の純額	34,778千円

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社M&A総合研究所	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料（注）1	848,296	未収入金	104,633
				資金の預り	－	預り金	1,985,584
子会社	株式会社クオンツ・コンサルティング	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料（注）1	21,738	未収入金	3,935
				出　資	50,000	関係会社株式	50,000
				資金の貸付（注）2	400,000	関係会社長期貸付金	400,000

（注）1．経営指導料は、役務提供に対する費用等を総合的に勘案して決定しております。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	矢吹　明大	被所有 直接 0.4%	当社取締役	新株予約権の権利行使（注）	15,867	－	－
役員及びその近親者	荻野　光	被所有 直接 0.2%	当社取締役	新株予約権の権利行使（注）	14,319	－	－

（注）2020年９月25日及び2021年10月25日開催の臨時株主総会に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	26円62銭
１株当たり当期純利益	2円27銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一内容であるため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社M&A総研ホールディングス
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　崎　亮　一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　健　一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社M&A総研ホールディングスの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M&A総研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社M&A総研ホールディングス
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　崎　亮　一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　健　一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社M&A総研ホールディングスの2023年10月１日から2024年９月30日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月１日から2024年９月30日までの第６期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社M＆A総研ホールディングス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岡　本　尚　樹　㊞

監査役（社外監査役）　東　　陽　亮　㊞

監査役（社外監査役）　熊　澤　　誠　㊞

以　上